



資料編



平成18年10月18日

銚田市総合計画審議会  
会長 堀 田 正 衛 殿

銚田市長 鬼 沢 保 平

銚田市総合計画の策定について（諮問）

総合的かつ計画的な行政運営及び市民との協働によるまちづくりの指針として、銚田市総合計画を策定したいので、銚田市総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成19年 2月13日

鉾田市長 鬼沢保平 殿

鉾田市総合計画審議会  
会長 堀田正衛

## 鉾田市総合計画（案）について（答申）

鉾田市総合計画審議会条例第2条に基づき、平成18年10月18日付けで諮問のあった鉾田市総合計画（案）について、慎重に審議した結果、次の意見を付して答申します。また、この答申に基づき計画決定されるとともに、着実に計画を推進されるよう願います。

## 記

- 1．本計画を推進し、円滑に目標を達成するために、計画策定の趣旨及び内容を広く市民に周知し、十分な理解と協力が得られるよう努められたい。
- 2．地方分権時代にふさわしい効率的な行財政システムを構築するとともに、一層の事務事業や組織機構の見直しを行い、効率・効果的な行財政運営に努められたい。
- 3．社会経済情勢等の動向に応じた施策の優先度合いを十分に勘案の上、施策の展開を図られたい。
- 4．市民と行政が相互に責任を有しながら、目標達成に向けて連携が図れるよう、市民と行政が協働し、一体となったまちづくりの展開に努められたい。

## 鉾田市総合計画審議会条例

平成17年10月11日  
条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鉾田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ鉾田市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

### 銚田市総合計画審議会委員名簿

平成18年3月23日委嘱

		氏名	選出区分	役職等
1	会長	ほつ た しょう え 堀 田 正 衛	市議会代表	文教福祉常任委員会委員
2	副会長	ひら ぬま まさ よし 平 沼 政 義	関係団体代表	旭商工会会長
3	委員	お ぬま てる お 小 沼 輝 雄	市議会代表	産業経済常任委員会委員
4	"	たか の たか のり 高 野 隆 徳	"	総務企画常任委員会委員
5	"	いし ざき まさ お 石 崎 征 夫	関係団体代表	JA茨城旭村理事長
6	"	き むら かず とし 木 村 和 利	"	JAかしまなだ理事長
7	"	わた なべ きいちろう 渡 邊 喜一郎	"	銚田商工会会長
8	"	くら がわ あき よし 倉 川 陽 好	"	大洋商工会会長
9	"	いし ざき つね ひろ 石 崎 常 博	"	旭区長会会長
10	"	じ げん とも かず 自 見 友 一	学識経験者	鹿行地方総合事務所長
11	"	さか い えい いち 酒 井 英 一	"	市教育委員長
12	"	おお さわ かつ お 大 澤 勝 男	"	元旭村助役
13	"	ふじ えだ いく お 藤 枝 郁 雄	"	元銚田町収入役
14	"	こ むろ あき お 小 室 昭 生	"	元大洋村収入役
15	"	ほそ や えみ こ 細 谷 恵美子	"	農業士
16	"	なか い さち え 中 居 幸 枝	市民代表	農業
17	"	おお つき こ 大 槻 たみ子	"	建築士
18	"	かど い さち こ 門 井 幸 子	"	保護司
19	"	う さ み つね お 宇佐見 常 男	"	農業
20	"	よし た とし ろう 吉 田 俊 郎	"	石油販売業

【総合計画策定経過】

平成17年度

日 付	内 容
平成18年 1月24日	部長会議 市民意識調査について
2月2日 ～ 2月14日	市民意識調査（約2週間）
3月23日	第1回審議会 委嘱状の交付、市民意識調査の中間報告

平成18年度

4月22日 ～ 7月4日	市長との懇談会（各小学校学区：20校） 主管：秘書広聴課 銚田市まちづくり計画にもとづく市民との意見交換
5月1日	部長会議 総合計画策定の方針及び体制について
5月15日	第1回策定委員会 基本構想基礎調査の実施について
5月15日 ～ 5月26日	基本構想基礎調査 担当課・係ごとに調査実施
6月1日	市長ヒアリング
6月7日 6月8日 6月9日	各課ヒアリング（基本構想） 総務課、秘書広聴課、市民課、生活環境課、産業経済課、建設課、 地籍調査課、介護福祉課、都市計画課、社会福祉課、子ども家庭課、 企画課 健康増進課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、水道事務所
8月3日	第1回ワーキングチーム 基本構想（素案）について
8月3日 ～ 8月18日	基本計画事業調査 担当課・係ごとに調査実施
8月23日	第2回ワーキングチーム 基本構想（素案）について
8月31日	第2回策定委員会 基本構想（素案）について
9月13日	第3回策定委員会 基本構想（素案）について

日 付	内 容
9 月 25 日 10 月 26 日 10 月 2 日 10 月 3 日	総合計画策定に伴う市民懇談会 旭中学校学区（旭中学校体育館） 鉾田北中学校学区（鉾田北中学校体育館） 大洋中学校学区（大洋中学校体育館） 鉾田南中学校学区（福祉事務所 2 階会議室）
10 月 3 日 ～ 10 月 17 日	実施計画事業調査 担当課・係ごとに調査実施
10 月 18 日	第 2 回審議会 基本構想（案）について <hr/> 鉾田市総合計画の諮問
10 月 31 日 11 月 1 日 11 月 2 日 11 月 7 日	各課ヒアリング（実施計画） 総務課、生活環境課 都市計画課、建設課、水道事務所 社会福祉課、子ども家庭課、介護福祉課、生涯学習課、スポーツ振興課 産業経済課 健康増進課
11 月 9 日	第 4 回策定委員会 基本計画（素案）について
11 月 16 日	第 3 回審議会 基本構想（案）について <hr/> 基本構想（案）についての承認
11 月 22 日	基本計画策定ワーキング 健康増進課、子ども家庭課、介護福祉課、社会福祉課、保険年金課 産業経済課、地籍調査課、生活環境課、都市計画課、建設課 総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課
12 月 14 日	第 5 回策定委員会 基本計画（素案）について
平成19年 2 月 8 日	第 4 回審議会 基本計画（案）について <hr/> 基本計画（案）についての承認
2 月 13 日	鉾田市総合計画案に関する答申
2 月 22 日	鉾田市総合計画案庁議決定
3 月 12 日	市議会において鉾田市総合基本構想の議決

**鉾田市総合計画**

**[ 2007 ~ 2011 ]**

発行日：平成19年3月

編集：鉾田市 企画課

発行者：鉾田市

住所：〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444-1

T E L : 0291-33-2111 (代表)